福井市ＵＩターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付要綱

（趣旨）

第１条　福井市ＵＩターン移住就職等促進支援金（東京圏型）（以下「移住支援金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 東京圏　東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域をいう。

(2) 条件不利地域　次に掲げるいずれかの地域を含む市（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市を除く。）町村の地域をいう。

ア　離島振興法（昭和２８年法律第７２号）の指定する地域

イ　山村振興法（昭和４０年法律第６４号）の指定する地域

ウ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の規定する地域

エ　半島振興法（昭和６０年法律第６３号）の指定する地域

オ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）の指定する地域

カ　平成２２年から令和２年の人口減少率が１０％以上の市町村

(3) こども　申請日が属する年度の４月１日時点において、満１４歳以下の者をいう。

（交付対象者）

第３条　移住支援金の交付対象者は、本条第２項の要件を満たし、かつ第３項から第７項までのいずれかの要件に該当し、２人以上の世帯の申請をする場合にあっては第８項の要件を満たすものとする。

２　移住等に関する要件として、次の各号の全てに該当すること。

⑴　移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤（公務員を除く。）に限る。以下、同じ）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就業した者については、通学期間（修業年限（高等専門学校は２年）を超えた期間を除く。）も本事業の移住元の対象期間とすることができる。

イ　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内に通勤していたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。なお、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就業した者については、通学期間（修業年限（高等専門学校は２年）を超えた期間を除く。）も本事業の移住元の対象期間とすることができる。

⑵　移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当するこ

と。

ア　移住支援金の申請時において、転入後１年以内であること。

イ　福井市に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ　日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　「福井市UIターン地方就職支援金交付要綱」の移住にかかる経費（移転費）の交付決定を受け、又は支援金の返還請求を受けていないこと。

エ　補助対象者が移住支援金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した福井市税を完納していること。

オ　その他福井市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

３　一般の就業に関する要件として、次の各号の全てに該当すること。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2) 就業先が、福井県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(3) 就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を

担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、別に市が定める担い手確保が困難かつ必要性・緊急性の高い業種等に該当する場合を除く。

(4) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(5) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに本項第２号の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(6) 当該法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4　専門人材の就業に関する要件として、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、以下の各号全てに該当すること。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2) 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(3) 就業先に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(5) 目的達成の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

5　テレワークに関する要件として、以下の各号の全てに該当すること。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場

合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週２０時間以上テレワークを実施すること。

(3) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

6　関係人口に関する要件として、本市や地域と人々の関わりを有する者（関係人口）のうち、本市が当該移住者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ次に掲げる事項に該当すること。

(1) 本事業における関係人口の対象範囲については別に定める。

7　起業に関する要件として、福井県が福井型スタートアップ創出支援事業交付要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

8　２人以上の世帯に関する要件として次の各号の全てに該当すること。

(1) 交付対象者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 交付対象者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 交付対象者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後１年以内であること。

(4) 交付対象者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社

会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（移住支援金の額）

第４条　移住支援金の額は、２人以上の世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。また、こどもを帯同して移住する場合はこども１人につき３０万円を加算する。

ただし、移住支援金は予算の範囲内において交付するものとする。

（交付申請）

第５条　移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福井市ＵＩターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付申請兼実績報告書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）を市長に、当該年度の１月末日までに提出しなければならない。

２　申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

⑴　宣誓書兼同意書（様式第１号別紙１）

⑵　写真付き身分証明書の写し（提示により本人確認できる書類）

⑶　移住元の住民票（除票）の写し又は戸籍の附票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。２人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

⑷　本市へ移住後の住民票の写し又は戸籍の附票の写し（２人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、２人以上の世帯員が確認できる謄本）

⑸　申請者が日本国籍を有しない者である場合は、出入国管理及び難

民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を証明するもの

(6) 申請者が、第３条第３項又は第４項の就業に関する要件を満たす者である場合は就業証明書（様式第２号）を、第３条第５項の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業証明書（様式第２号）又は移住元での業務を継続して行っていることが確認できるもの

(7) 東京２３区で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことなどを確認できる書類（東京２３区以外の東京圏から東京２３区へ通勤していた者の場合）

(8) 卒業証明書等、在学期間や卒業校を確認できる書類（東京圏から東京２３区内の大学に通学し、東京２３区内の企業等へ就業していた者の場合）

(9) 開業届出済証明書等、移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類（東京２３区以外の東京圏から東京２３区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合）

(10) 申請者が第３条第７項の起業に関する要件を満たす者である場合は、福井県がＵＩターン移住創業支援事業助成金交付要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し

(11) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審

査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、必要な条件を付して福井市ＵＩターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付決定兼額の確定通知書（様式第３号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

２　審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合も、その旨同様に通知する。

（交付請求）

第７条　前条の規定により交付決定を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、福井市ＵＩターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付請求書（様式第４号）を、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により適正な交付請求書を受理した場合は、原則として請求から３か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

３　市長は、当該年度の３月１０日までに交付請求書の提出がない場合においては、交付決定を取り消すこととし、また、前条の規定により交付した交付決定通知書は、無効とする。

（交付決定通知書の再交付）

第８条　申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、福井市ＵＩターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付決定通知再交付願（様式第５号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第９条　市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに福井市ＵＩターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付決定通知書【再交付】（様式第６号）

を申請者に交付する。

（報告及び立入検査）

第１０条　福井県及び福井市は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、報告及び立入調査を求めることができる。

（移住支援金の返還請求）

第１１条　市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福井県及び福井市が認めた場合はこの限りでない。

(1)　全額の返還

ア　虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ　移住支援金の申請日から３年未満に移住支援金を受給した本市から転出した場合

ウ　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ　福井県が実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2)　半額の返還

ア　移住支援金の申請日から３年以上５年以内に移住支援金を受給した本市から転出した場合

（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福井県と福井市が協議して定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

（施行期日）

1　この要綱は、令和元年１２月２７日から施行する。

（施行期日）

1　この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

（施行期日）

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）は第３条第３項及び第７項の要件を満たす申請のみ、この要綱の改正後の様式によるものとみなす。

3　この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

（施行期日）

1　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（施行期日）

1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（施行期日）

1　この要綱は、令和５年７月１日から施行する。

（施行期日）

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（失効）

１　この要綱は、令和８年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた移住支援金については、同日後もなおその効力を有する。